

# 「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」2020報告書(概要)

---



# 「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」2020報告書(概要)

## 背景

- 「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただきながら、バリアフリー法の改正に向けて、バリアフリー法及び関連施策のスパイラルアップに係る今後の対応策を議論し、2020報告書を取りまとめ。

(第8回検討会: 令和元年11月15日、第9回検討会: 令和2年1月16日)

## バリアフリー法及び関連施策のスパイラルアップに係る今後の主な対応策

(赤字: 法律)

### 1. 心のバリアフリーなどソフト施策の推進

- ・**バリアフリー法を改正し、ソフト対策等の取組強化**
- ・ハード面のバリアフリー化の取組推進 (2021年度以降の新たな整備目標設定に向けて引き続き検討)

#### (1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

##### ① 公共交通事業者等がバリアフリー化した旅客施設・車両等の機能を十分に発揮させるための施策のあり方

- ・公共交通事業者等に対する**ソフト基準※1を創設し、適合を義務付け** (※1 スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)

##### ② 公共交通機関の乗継時における情報提供、旅客支援等のあり方

- ・**交通結節点において他の公共交通事業者等や行政その他の関係者と連携・協力して取り組むことを努力義務化**
- ・公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の**移動円滑化に関する協議への応諾を義務付け**

##### ③ 観光客等が利用する施設に関するバリアフリー情報の提供のあり方

- ・高齢者、障害者等へのサービス提供(ソフト面でのバリアフリー対応)について観光庁が**認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進**

# 「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」2020報告書(概要)

## バリアフリー法及び関連施策のスパイラルアップに係る今後の主な対応策 (つづき)

(赤字:法律)

### (2) 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### ① 移動等円滑化が図られた施設・設備の適正な利用を推進するための施策のあり方

- ・トイレの利用マナー啓発キャンペーン等の取組強化、トイレの機能分散など施設環境整備を推進
- ・移動等円滑化が図られた施設・設備(優先席、車椅子利用者用駐車施設等)の適正な利用の推進  
( (i) 国・地方公共団体、国民及び施設設置管理者の責務・努力義務化、( ii) ハード・ソフト取組計画への記載)

#### ② ハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の推進に向けて、移動等円滑化促進方針(マスタープラン)・基本構想制度のあり方

- ・市町村によるハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の促進  
( (i) マスタープランに心のバリアフリーに関する事項の追加、( ii) 基本構想に心のバリアフリーに関する事業の追加・国が支援、  
( iii) バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等)

## 2. 個別施設の更なるバリアフリー化に向けた施設設置管理者等の取組促進

### ① 学校のバリアフリー化のあり方

- ・新たに公立小中学校を対象に追加するため、関連規定を見直し
- ・引き続き、学校のバリアフリー化を補助金等により支援(文部科学省)

### ② 2,000㎡未満の小規模店舗のバリアフリー化のあり方

- ・引き続き、地方自治体に委任条例の策定を促す。関係省庁に対し、業界団体を通じた積極的な小規模店舗のバリアフリーの取組を要請

### ③ バスタ新宿のようなターミナル施設のバリアフリー化のあり方

- ・バス等の旅客の乗降のための道路施設のバリアフリー基準適合義務化

### ④ 空港アクセスバス等のバリアフリー化のあり方

- ・空港アクセスバスについて、リフト付きバス等の導入を促進するための仕組みを検討

### ⑤ 新幹線のバリアフリー対策のあり方

- ・新幹線のバリアフリー対策検討会において、ソフト・ハード対策の両面から根本的な見直しを含めて検討を進め、実施できる施策から可及的速やかに実施